

大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業

入札説明書

(修正版)

令和6年10月

大和郡山市上下水道部

入札説明書 目次

1	本書の位置付け	1
2	本事業の概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業場所	2
(3)	管理者の名称	2
(4)	事業の目的	2
(5)	発注・入札方式	2
(6)	対象施設等	3
(7)	業務範囲	4
(8)	事業期間	4
(9)	提案上限額	4
(10)	設計条件	4
(11)	サービスの範囲と水準	5
(12)	対価の支払い	5
(13)	遵守すべき関係法令等	5
3	事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1)	事業者選定に関する基本的事項	6
(2)	事業者の入札参加資格に関する事項	7
(3)	事業者の募集および選定スケジュール	9
(4)	資料閲覧について	11
(5)	入札説明書等に関する質問等について	11
(6)	入札参加資格確認申請について	11
(7)	段階的選抜について	13
(8)	審査および落札者選定について	14
4	本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	16
(1)	本事業で予測されるリスク	16
(2)	リスク分担の基本的な考え方	16

5	その他事業の実施に関する事項	20
(1)	モニタリング等	20
(2)	事業の契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
(3)	契約保証金について	21
(4)	前払金について	21
(5)	事業が困難になった場合の措置	21
(6)	奈良県広域水道企業団への地位継承について	22
(7)	本事業に係る情報の提供	22
(8)	本事業に関する連絡先	22
別紙1	事業場所の位置	別ファイル参照

1 本書の位置付け

大和郡山市上下水道部（以下「本市」という。）は、「大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業」（以下「本事業」という。）について、設計、建設を一括して行う「設計・施工一括発注方式（DB 方式）」で実施することにした。

本入札説明書（以下「本書」という。）は、本市が本事業を実施する民間事業者を総合評価方式一般競争入札により募集及び選定にあたり、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は本書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とし、応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出するものとする。

添付書類（１）要求水準書

添付書類（２）落札者決定基準

添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集

添付書類（４）設計及び建設工事請負契約書（案）

2 事業の概要

(1) 事業名称

大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業

(2) 事業場所

奈良県大和郡山市額田部北町 1038 (昭和浄水場) 他

(3) 管理者の名称

大和郡山市上下水道事業の管理者 大和郡山市長 上田 清

(4) 本事業の目的

本市の昭和浄水場は、昭和 50 年代に整備された監視制御システムで、取水場、浄水場の監視制御、ポンプ場、配水池の監視を行っているが、その老朽化や陳腐化の進行および民間通信サービスの終了により更新が必要となっている。

そこで、安定した送配水運用を継続することを主な目的として、対象施設の遠隔監視制御を行うために必要な設備である自立型監視制御盤を LCD 監視制御装置への更新を行うこととする。なお、今回の更新事業の整備方針として、将来的には昭和浄水場およびすべての場外施設の監視制御を行うための拡張性(監視制御機能の統合に向けた拡張性)を考慮した方式や設備を採用する。

(5) 発注・入札方式

本事業は、事業者による提案の自由度を高く設定することで提案内容の質的向上を図り、民間事業者が持つノウハウや創意工夫を活用した効率的な整備を推進することを目的として、設計・施工一括発注方式(DB方式)により実施する。

また、本事業は、入札時に設計・施工に係る技術提案を受け付け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」を採用し、落札者を選定事業者(以下「事業者」という。)とする。

(6) 対象施設等

本事業の対象施設・設備とその対象業務は、表-1 に示すとおりである。

表-1 対象施設・設備とその対象業務

機能	対象施設・設備		対象業務		備考
			設計	工事	
監視	昭和浄水場		○	○	本業務
被監視対象	井戸	昭和浄水場系 9,11 号井戸	○	○	本業務
		昭和浄水場系 1～8,10,12～21 号井戸	—	—	将来
	配水池 ポンプ所 減圧弁室 場内設備	山田第 1 配水池	○	○	本業務
		山田第 2 配水池	○	○	本業務
		山田ポンプ場	○	○	本業務
		小泉減圧弁室	—	—	将来
		矢田山第 2 配水池	—	—	将来
		矢田山第 3 配水池	—	—	将来
		矢田山第 4 配水池	—	—	将来
		檜木配水池	—	—	将来
		檜木ポンプ場	—	—	将来
		大阪口配水池	—	—	将来
		東明寺ポンプ場	—	—	将来

(7) 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計、施工、及び保守であり、その概要は表-2のとおりである。

表-2 事業者が行う対象業務

業務		内容
調査	現地調査	既設中央監視制御システムを正確に把握し、安定的な浄水場の運転および水運用を確保
設計	基本設計	表-1 に示す施設の提案内容を具現化するために行う基本的な設計
	実施設計	本市が承認した基本設計にもとづいて行う、表-1 に示す整備対象施設の詳細な設計
	設計に伴う各種申請書類等の作成	設計に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
工事	更新工事	整備対象施設の各種工事
	設計に伴う各種申請書類等の作成	工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
	引渡し	試運転、運転操作研修、設備台帳、運転・維持管理方法等を記載した文書の作成など、施設の引渡しに必要な業務

(8) 事業期間

対象業務の期間は、以下に示すとおりとする。

契約の締結：令和7年3月

設計・建設期間：令和7年4月から令和8年9月（試運転期間を含む）

(9) 提案上限額

対象業務に対する提案上限額は、以下に示すとおりとする。

94,248,000 円（税抜）

(10) 設計条件

事業予定位置等は、別紙1に示すとおりである。

(11) サービスの範囲と水準

事業者は、表-2 に示した業務内容に対して、事業期間にわたり、「添付書類（１）要求水準書」に示す水準を確保するものとする。

(12) 対価の支払い

本市は、「添付書類（４）設計及び建設工事請負契約書（案）」に従って、提供された事業成果に対しその対価を支払う。

(13) 遵守すべき関係法令等

その他定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、その他関係法令を遵守すること。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定に関する基本的事項

ア 選定方式

本事業に関わる事業者の募集および選定については、総合評価落札方式により行う。

イ 審査及び評価方式

(ア) 参加資格の審査

応募者の資格について、本事業への参加を希望する者に入札参加表明書および入札参加資格審査申請書（以下「入札参加表明書等」という。）の提出を求め、「応募者の参加資格要件に関する事項」に定める参加資格を有することを審査する。

(イ) 段階的選抜方式

一定の技術水準に達したもの（入札参加資格を有するもの）が6者以上となった場合、本事業に係る技術的能力に関する事項を評価することにより一定の技術水準に達した者を選抜したうえで、技術提案を求める。

段階的選抜における評価基準は、入札参加資格（後述の（2）事業者の入札参加資格に関する事項（イ）D）で求める工事实績の件数とし、件数の多い5者を選抜する。

なお、段階的選抜の評価結果は、技術提案の審査等では考慮しない。

(ウ) 技術提案の審査

応募者からの本事業に関わる技術提案を受け、別途定める事業者選定基準に従い、技術提案の記載事項の確認、評価項目、評価基準との照合等を行い、技術提案および提案価格を総合的に評価する。

なお、事業者選定基準、技術提案の提出方法、提出時期および提出書類の詳細等については、「添付書類（2）落札者決定基準」に示す。

ウ 事業者選定委員会

募集要項及び落札者決定基準についての意見聴取および事業者選定にあたり専門的かつ技術的な審査、評価を行うために、大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」とする。）を設置する。

エ 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たしていない場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 入札説明書等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (エ) 事業者選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (オ) 提案価格が業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合
- (カ) 事業者選定委員会の委員に接触を試みた場合

オ 募集の停止等

本市が入札を公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、すでに公告もしくは通知した事項の変更又は本事業を延期もしくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても、本市は賠償責任を負わないものとする。

（２）事業者の入札参加資格に関する事項

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- (ア) 設計業務の実施および建設業務の実施を担う者の単独企業とする。

イ 応募者の入札参加資格要件

応募者は、(ア) と (イ) の要件をすべて満たさなければならない。

- (ア) 共通の参加資格要件

- A 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- B 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- C 入札公告日から優先交渉権者決定の日までにおいて、本市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- D 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- E 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- F 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- G 「大和郡山市水道施設監視制御システム更新事業に伴う事業者選定支援業務」に関与している企業（株式会社日水コン、LM 虎ノ門南法律事務所）又はこれらと資本面もしくは人事面で関係がないこと（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の 20%を超える株式を有し、又はその出資の総額の 20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）。

(イ) 建設企業（電気工事）

建設企業は、次の各要件をすべて満たすこと。

- A 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設業許可（電気工事）を受けていること。
- B 大和郡山市の最新の建設工事等入札参加資格者名簿において、「電気工事」で登録されていること
- C 入札参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のものの）の総合評定値（P 点）が、電気工事で 800 点以上の者であること。
- D 過去 10 年以内（平成 26 年度以降）に、国内工事の元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のもの）として、「浄水処理方式が「凝集沈澱と急速ろ過（上水道に限る。）」で、浄水処理能力が 10,000 m³/日以上 of 浄水場の中央監視制御設備を、新設又は更新をした工事实績（竣工済み）」かつ「浄水場を含む複数の水道施設のクラウド監視設備を新設した工事实績（竣工済み）」があること。

ウ 入札参加資格確認基準日

- (ア) 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- (イ) 入札参加資格確認基準日の翌日から技術提案書提出までの間、応募者が「応募者の参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。
- (ウ) 技術提案書提出の翌日から落札者を決定する日までの間、応募者が「応募者の入札参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、本市は当該応募者を事業者選定の審査対象から除外する。

（３）事業者の募集および選定スケジュール

事業者の募集および選定のスケジュールは、表-3 に示すとおり予定している。なお、スケジュールは、今後変更が生じることがある。

表-3 スケジュール表（予定）

実施事項	日程
入札公告（入札説明書、要求水準書、事業者選定基準、様式集、設計及び建設工事請負契約書（案）（以下「入札説明書等」という。））	令和6年10月7日（月）
資料閲覧	要望に応じて設定
入札説明書等に関する質問等の受付開始	令和6年10月7日（月）
入札説明書等に関する質問等の受付締切	令和6年10月18日（金）午後5時
入札説明書等に関する質問等に対する回答公表期限	令和6年10月25日（金）
入札参加資格確認申請の受付開始	令和6年10月7日（月）
入札参加資格確認申請の提出期限	令和6年10月31日（木）午後5時
入札参加資格審査結果の通知	令和6年11月5日（火）
（段階的選抜方式の実施条件を満たさない場合） 段階的選抜の未実施の通知 （段階的選抜方式の実施条件を満たした場合） 段階的選抜の実施の通知	令和6年11月5日（火）
（段階的選抜方式の実施条件を満たした場合） 段階的選抜に必要な書類の受付開始	令和6年11月5日（火）
（段階的選抜方式の実施条件を満たした場合） 段階的選抜に必要な書類の提出期限	令和6年11月11日（月）午後5時
（段階的選抜方式の実施条件を満たした場合） 段階的選抜結果の通知	令和6年11月15日（金）
入札書類（技術提案書等）の受付開始	令和7年1月20日（月）
入札書類（技術提案書等）の提出期限	令和7年1月31日（金）午後5時
技術提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング	令和7年3月3日（月）～
落札者の決定・公表	令和7年3月7日（金） 予定
契約締結	令和7年3月中旬 予定

また、入札公告から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりとする。

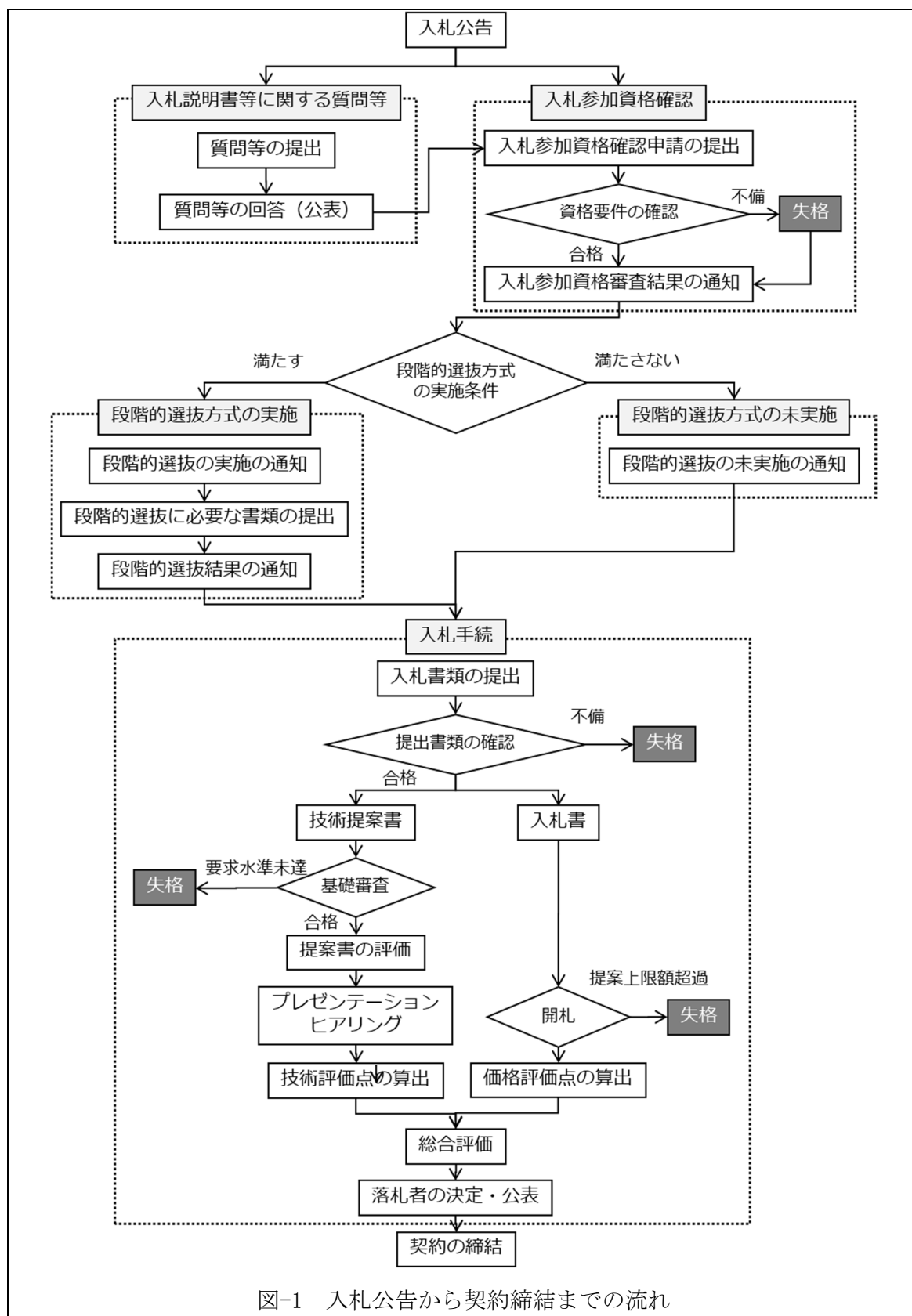


図-1 入札公告から契約締結までの流れ

（４）資料閲覧について

参加者の要望に応じて個別に設定する。

ア 開催日時等

開催期間：令和 6 年 10 月中（予定）

閲覧場所：昭和浄水場（奈良県大和郡山市額田部北町 1038）

イ 申込方法

資料閲覧希望者は、開催期間に電子メールにより受け取る。電子メール送信後、24 時間以内（土、日、祝日を除く）に返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。なお、電話等での直接回答は行わない。

（５）入札説明書等に関する質問等について

入札説明書等の公表に合わせて質問当の受付および回答を、以下に示す要領で実施する。

ア 入札説明書等に関する質問等の受付

受付期間：令和 6 年 10 月 7 日（月）から 10 月 18 日（金）午後 5 時まで

受付方法：受付期間に、電子メールにより受け取る。電子メール送信後、24 時間以内（土、日、祝日を除く）に返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。なお、電話等での直接回答は行わない。

質問等の様式：「添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集」参照

イ 入札説明書等に関する質問等に対する回答

質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、令和 6 年 10 月 25 日（金）までに本市ホームページにおいて公表する。なお、質問への回答は随時行うこともある。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/1/ka nsiseigyo_01/index.html

（６）入札参加資格確認申請について

入札参加資格確認申請は、以下に示す要領で実施する。

ア 入札参加資格確認申請の受付

受付期間：令和 6 年 10 月 7 日（月）から 10 月 31 日（金）午後 5 時まで

申請方法等

（ア）入札参加資格確認申請に関する書類等の提出に関しては、「添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集」に従うこと。

（イ）入札参加資格確認申請時に、入札参加資格を確認する。

- (ウ) 入札参加資格確認申請時には、入札参加資格確認申請書に加えて、入札参加資格を満たしていることを証する書類を「添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集」に従って、提出すること。

イ 入札参加資格の確認

- (ア) 前述の参加資格要件等について、提出された入札参加資格を証する書類等に基づいて確認する。

- (イ) 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者の決定までの間、入札参加者が次のＡからＦに該当した場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

- Ａ 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
- Ｂ 入札に当たって不正の行為があったとき。
- Ｃ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- Ｄ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
- Ｅ 当該入札前に発生した事案により指名停止基準又は指名停止基準に基づき指名停止又は指名留保されたとき。
- Ｆ 上記ＡからＥのほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

- (ウ) 落札決定日の翌日から契約を締結するまでの間、落札者の構成員が前出（イ）のＡからＦに加え、次のＡからＪに該当し入札参加資格を欠くに至った場合、は当該落札者と契約を締結しない。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

- Ａ 役員等（通知を受けた者が個人である場合にはその者を、通知を受けた者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- Ｂ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- Ｃ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
- Ｄ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- E 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- F 暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。
- G 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記AからFまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- H 前出（イ）のAからD及び上記AからFまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（上記Gに該当する場合を除く。）に、管理者が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
- I 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を管理者に届け出なかったとき。
- J 上記AからIのほか、法令又はこの規程に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

ウ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加表明の確認結果は、入札参加表明書に記載された入札参加者に対して、令和6年11月5日（火）に直接連絡する。

（7）段階的選抜について

段階的選抜を実施する場合は、以下に示す要領で実施する。

ア 段階的選抜の実施の通知

段階的選抜の実施が決定した場合には、入札参加資格を有する入札参加者に対して、令和6年11月5日（火）に直接連絡する。

なお、実施しないことが決定した場合も、同様に直接連絡する。

イ 段階的選抜に必要な書類の受付

受付期間：令和6年11月5日（火）にから11月11日（金）午後5時まで

なお、入札参加資格を有する入札参加者に必要書類と提出方法を直接連絡する。

ウ 段階的選抜の結果の通知

段階的選抜の結果は、入札参加表明書に記載された入札参加者に対して、令和6年11月15日（金）に直接連絡する。

（８）審査及び落札者選定について

詳細は、「添付書類（２）落札者決定基準」に従うものとする。

ア 入札書類の提出

入札書類の提出については、下表に示す方法に基づき期限内に持参すること。

（ア）入札書

入札書の記載要領については、「添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

（イ）技術提案書

技術提案書の記載要領については、「添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

表-4 入札書類の提出

提出日時	令和7年1月20日（月）から令和7年1月31日（金）午後5時まで
提出場所	昭和浄水場
提出方法	添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集に示すとおり
注意事項	①技術提案書提出後は、撤回や差替えは認めないため、記入漏れ、誤り等がなければよく確認して提出すること。 ②指定された提出期間内に技術提案書を提出しなかった者は、失格とする。 ③「様式集」に基づかない技術提案書については、評価の対象とせず失格とする場合がある。

イ 技術提案の審査

技術提案書を提出した入札参加者のプレゼンテーション・ヒアリングを行った後、落札者決定基準に基づき事業者選定委員会により技術提案審査を行う。

なお、プレゼンテーションの詳細については、対象となる入札参加者へ個別に連絡する。

ウ 総合評価

落札者決定基準に基づき、技術提案の内容及び入札価格を総合的に評価し、評価値を算定する。

エ 落札者の決定と結果の公表及び契約手続き

総合評価の結果を踏まえて落札者決定後、審査結果を公表する。

また、落札者は発注者との間で基本協定を締結するものとする。基本協定の締結後、設計及び建設工事請負契約と保守業務委託契約を同日に締結する。

オ 著作権

入札参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で利用できる。
また、落札者以外の応募者提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

カ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

キ 評価内容の補償

実際の施工の実施に際しては、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。事業者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

ク 入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い並びに不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

ケ 費用の負担

参加に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

4 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担概略を表-1に示す。なお、負担者について、「○」は主負担、「△」は従負担とする。

また、詳細については、原則として入札説明書等に添付する「設計及び建設工事請負契約書（以下「事業契約書」という。）」で定める。

(2) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府公示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。

ここで、リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

リスク分担表のリスクの種類「不可抗力」「物価変動」「施設損傷」では、「一定の割合」という表現を用いて説明をしているが、これらの割合は設計及び建設工事請負契約書（案）第 39 条 4 項に従うものとする。また、「物価変動」の考え方は、国土交通省公共工事標準請負約款第 25 条（スライド条項）の考え方に準拠するものとする。

表-5 リスク分担表 (1/3)

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
共通	募集条件		入札説明書等の記載内容の変更、誤記および提示漏れに関するもの	○	
	契約締結		本市の責に帰すべき事由による契約締結の遅延、中止	○	
			事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延、中止		○
			本市、事業者いずれの責に帰すべき事由によらない理由により、契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合	○ ¹	○ ¹
	制度関連	政治	債務負担行為などの議決が得られない場合	○	
			浄水業務の縮小・拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの	○	
		法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	○	
			上記以外の法制度の新設、変更等		○
		許認可	事業者が取得する許認可の遅延に関わるもの		○
			上記以外の許認可の遅延に関わるもの	○	
		税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		○
			消費税の変更に関わるもの	○	
	社会	第三者賠償リスク	事業者の責に帰すべき事由による第三者賠償等 ● 調査・設計、建設段階における騒音、振動、光、臭気に関するもの ● 調査・設計、建設段階における水質、水量、水圧、給水等の悪化に関するもの		○
			本市の責に帰すべき事由による第三者賠償等	○	
		住民対応	本事業に対する、又は本市の要求に起因する住民の反対運動等	○	
			調査・設計、施工に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○

¹ いずれの責に帰すべき事由によらないため、双方が責任を負わない（損害賠償請求は行わない）。

表-6 リスク分担表 (2/3)

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
共通	社会	環境問題	本市の要求に起因する環境問題	○	
			事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
	業務	想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）による、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行	○	△ ²
	労務	教育・研修	関連経費および予備要員の配置又は応援要員の確保		○
		不正犯罪	事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏洩等）による業務停止、契約解除		○
	事故災害		事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
			本市の責に帰すべき事由によるもの	○	
	見学者対応		更新整備の不備によって見学者が怪我をした場合		○
	事業者の発注する業務		事業者が発注する業務の契約内容の変更等		○
	各種負担金		インフラ整備等の追加コストの発生	○	
	補助金・起債		補助金受給、起債の借入に関するもの	○	
	関係機関等の調整		本市の責に帰すべき事由による事業の延期などに関するもの	○	
			事業者の責に帰すべき事由による事業の延期などに関するもの（電気・ガス事業者の調整等）		○
	事業の中断		本市の責に帰すべき事由による事業の中断等	○	
			事業者の責に帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻等）		○
	不可抗力		戦争、風水害、地震他、本市および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等	○	△ ³

² 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは本市のリスク分担とする。

³ 一定の割合を超える費用負担は本市、それ以外は事業者が負担する。

表-7 リスク分担表 (3/3)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	計画変更	本市の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	契約不履行	事業者の責に帰すべき事由による契約不履行（事業者の更新整備した施設・設備の性能不足）		○
	物価変動	更新整備期間中の物価変動	○	△ ⁴
		上記以外によるもの	○	
調査・設計	調査	現地調査時における安全確保		○
		調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	本市の請求による変更、不備	○	
		事業者からの請求による変更、不備		○
	各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	○	
建設	用地	地中障害物（仮設材、土壌汚染、不発弾等）やその他予見できないこと	○	
	工事遅延	本市の責に帰すべき事由による完工遅延	○	
		事業者の責に帰すべき事由による完工遅延		○
	工事費増大	本市の責に帰すべき事由による工事費増大	○	
		事業者の責に帰すべき事由による工事費増大		○
	施設損傷	施設の引渡し前に生じた不可抗力 ⁵ による施設損傷	○	△ ⁶
	施設の契約不適合	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		○
		施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	○	
	安全確保	工事現場における事故等の発生		○
終了	終了手続き	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの		○

⁴ 一定の割合を超える物価変動は本市、それ以外は事業者が負担する。

⁵ 戦争、風水害、地震他、本市および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等。

⁶ 一定の割合を超える費用負担は本市、それ以外は事業者が負担する。

5 その他事業の実施に関する事項

(1) モニタリング等

本市は、事業者が提供する業務内容の確認などを目的に、本事業とは別にモニタリング業務を行う。

ア モニタリングの内容

本市は、事業者が行う設計業務および工事等が、本市の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。

事業者が実施する設計業務および工事業務等の水準が、本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

ウ セルフモニタリング

(ア) 目的

事業者は、設計及び施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するため、本工事のセルフモニタリングを行うこと。

(イ) 時期及び内容

事業者は、基本的に次の項目における設計及び施工の管理を行うこと。また、事業者は具体的なセルフモニタリングの時期及び内容を記載した計画書を提出し、本市の確認を得ること。

- A 設計時における設計成果物等の確認
- B 施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- C 各施工段階における施工及び品質の確認
- D 施工完了時における工事目的物の確認

(ウ) 結果の報告

事業者は、上記(イ)に示す各段階において報告書を提出し、本市の確認を得ること。

(2) 事業の契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約書に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約書に基づく契約（以下「事業契約」という。）

およびこれに付帯する事業計画に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（３）契約保証金について

契約保証金は請負金額の１０％以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則（昭和３９年 規則第８号）第２２条第１号又は第２号に該当する場合は、その全部又は一部が免除される。

（契約保証金免除規定）

大和郡山市契約規則（抄）

第２２条 前条第１項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

（１）契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（省略）

（４）前払金について

保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を本市に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払いを本市に請求することができる。

（５）事業が困難になった場合の措置

ア 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

（ア）本市による是正勧告および事業契約解除

事業者の業務が、事業契約に定める本市の要求水準を下回る場合、事業者の責に帰すべき事由による業務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善できなかったときは、本市は、事業契約を解除することができる。また、事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

（イ）事業契約解除に伴う損害

（ア）において、本市が事業契約を解除した場合、本市は事業者に対し、これにより本市に生じた損害の賠償を請求することができる。

イ 本市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者による事業契約解除

本市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

(ア)において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本市に対し、これにより事業者が生じた損害の賠償を請求することができる。

ウ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

本市および事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

(6) 奈良県広域水道企業団への地位継承について

大和郡山市水道事業は、令和7年4月1日に奈良県広域水道企業団に参加することとなったため、令和7年4月1日以降の関係事務手続き等が奈良県広域水道企業団に引き継がれます。

詳細については、契約締結時等に調整する。

(7) 本事業に係る情報の提供

本事業に係る情報の提供は、適宜、本市ホームページで公表する。

(8) 本事業に関する連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。ただし、電話での質問等の受付は行わない。

【連絡先】

大和郡山市上下水道部工務課浄水係 今西・竹井

所在地：〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町 1038（昭和浄水場）

電話：0743-56-0591

電子メール：showa-j@kcn.jp